

第 6 回大田区景観審議会専門部会議事要録

- 日 時 : 2014 年 10 月 1 日 (水) 18 : 00 ~ 20 : 00
- 場 所 : 大田区役所 2 階 203 会議室
- 出 席 者 : 中井委員、大澤委員、杉山委員、野原委員、福井委員、杉田委員
大田区 (事務局) 西山課長、中村係長、石塚主任、細井主任
(株) 計画技術研究所 (KGK) 須永、阿部 (記)
- 資 料 : 第 6 回専門部会次第
- 資料 1-1 (仮称) 大田区景観賞原案 (たたき台)
 - 資料 1-2 (仮称) 大田区景観賞原案 (たたき台) 応募用紙イメージ
 - 資料 1-3 (仮称) 大田区景観賞原案 (たたき台) 受賞者イメージ
 - 資料 2 大田区内建造物調査について
 - 資料 3 平成 26 年度大田区景観計画の運用 (事前協議・届出件数等) について
 - 参考資料 1 野原先生提示資料
 - 参考資料 2 他自治体表彰制度事例
 - 参考資料 3 緑調査の調査票
 - 参考資料 4 第 5 回大田区景観審議会専門部会議事要録
杉山委員配布資料

□ 議事内容

1. 議 題

(1) (仮称) 大田区景観賞原案について

- ・ KGK より「資料 1-1 (仮称) 大田区景観賞原案 (たたき台)」、「資料 1-2 (仮称) 大田区景観賞原案 (たたき台) 応募用紙イメージ」、「資料 1-3 (仮称) 大田区景観賞原案 (たたき台) 受賞者イメージ」を用いて説明。
- ・ 次回専門部会までに応募用紙を見直すとともに、応募要領を作成する。

【応募要領の作成について】

中井委員 : 応募者は応募要領を見るので、応募要領を作成してほしい。

野原委員 : 初回が重要で、その後のお手本にもなる。応募要領を見たときにどうい
う人が応募してくれそうかという工夫が必要だと思う。

【応募する景観の対象について】

- 事務局 : 景観といっても街並みなのか、通りなのか、建物なのか。応募者にとっては分かりづらいかもしれない。
- KGK : 庚申塚のような地元の人が掃除しているような例についても応募があるかもしれない。

【景観賞の部門設定について】

- 杉山委員 : 他自治体は工夫していて、テーマやふるさと景観や景観創造賞など、建物についても保全型、創造型があり、景観に貢献しているものがあるので、それも評価したいところ。
- 活動についても、身の回りですっとやっている、幅広くいろんなところで活動しているなど、そういうものを拾い上げるために、部門を設定していると思う。
- 今日の提案では部門などを縛っておらず、応募する側にとっては何を応募すべきか迷うと思う。部門が決まっていれば、応募しやすい。
- 景観と活動のセットという点についても、わかりにくい。
- KGK : 別々の部門をつくってしまうか。応募要領の中で募集イメージを例示するかどうか。
- 杉山委員 : 大田区は風景という言葉が似合わない。どちらかという、生業である。大田区は都市の中の住宅地であり、開発型の住宅街である。田園調布もともと田園ではなく、開発型である。世田谷区と質が違う。
- 中井委員 : 初回から部門設定するのは得策ではない。部門をつくって、受賞者なしということになるとその後永遠に応募がなくなる。
- KGK : それを意図して、部門はつくらなかった。初回で不調だった場合や行政側でほしい景観に関する情報があると思うので、2回目以降で必要に応じて部門設定していくことになると思う。
- 福井委員 : 行政側でほしい情報は他薦をうまく活用し、応募が出てくるようにすればよい。

【受賞の対象について】

- 野原委員 : 活動を高めるところに力を入れているのか。審査基準は全て満たす必要があるのか。いずれかで良いのか。どのあたりを狙っているのかがまだ見えない。世田谷区は景観と活動の両方を満たすものがたくさんあるが、大田区は両方を満たすものがあまり多くないと思う。世田谷区は必ずしも表彰ではないが、最初に審査しているのは風景でその後ろに活動があるかをチェックし、活動支援をしている。誰が見ても、ある一定の良い

景観のものが選ばれている。景観が良くないが、活動を頑張っていると
いった場合、表彰したくなる。受賞した景観が公開されたときに誰が見
ても良いと思えないと景観賞が浸透していかない。やはり景観が評価さ
れていないとわかりにくい。活動を説明しないと分からないものを表彰
してもいいのだろうか。

事務局 : 田園調布会、洗足風致協会、池上本門寺などの活動団体にとっては、い
まさら景観賞という印象ではないか。一般区民と違う意識をもっている
団体をどう扱うか。別格とするかどうか。

KGK : 田園調布会、洗足風致協会、池上本門寺などについては、表彰に値する
ので、まずはこれらを表彰してから、募集を始めるということも考えて
いた。第1回は行政から表彰して、2回目以降は区民などから募集するこ
ともあり得ると思っている。

活動を対象にしているのは、検討当初から大田区の特徴は地域力だと考
えていたため、受賞対象を景観と活動のセットにしている。

景観が良くないものが表彰される可能性については、受賞数をかなり絞
るべきだと考えているので、受賞することはないと思う。

【応募用紙について】

KGK : 他薦の方が応募用紙に活動内容まで書けるかどうか。良い景観だけを募
集をして、活動については事務局側で調査することもありうると思う。

野原委員 : 応募用紙に景観だけを記入する人もいれば、活動内容だけを記入する人
もいる。両方書いてもらうかどうか応募者に伝わらないといけない。

KGK : 応募用紙の記入例でも示さないと難しいだろうか。

中井委員 : 景観と活動がセットであれば、応募用紙で表彰の対象となる景観の名称、
所在地の下に団体・個人名称と来ていないとおかしい。

少なくとも特定の場所がないといけないということになる。大田区全域
を対象にした緑の活動の場合、活動場所（景観）が特定できないので、
対象外となる。景観としてベストの場所を1ヶ所出してもらう必要があ
る。

福井先生 : 応募理由は審査基準と同じにしたほうが書きやすく、かつ審査しやすい。
審査基準については全て満たすということではなく、いずれかを満たせ
ば良くて、なるべくシンプルな内容で理解しやすいものにしたほうがよ
い。場合によっては文章を書かせるより、審査基準にチェック欄を設け、
チェックするだけとし、自由記入のコメント欄を設ければ良い。

KGK : 応募用紙への記入が負担になり、応募数が減るのも困ると思っていた。

事務局 : 応募してもらうときに同意を得るのではなく、賞を与える段階での同意

になると思うがどうか。

野原委員：他薦を重視するのであれば、応募者は活動団体の活動内容がわからず、応募用紙を記入しづらい。応募者が応募しやすい応募用紙にしてほしい。

KGK：記入できる場合のみ記入してもらおうということでも良いかもしれない。その場合は、活動内容を事務局で調べることになる。

【対象とする景観・活動の条件及び審査基準について】

杉山委員：川辺にコスモスを植栽している活動などがあるが、景観として良い時期があるが、それ以外のときに掃除をしている。一時の評価ではなく、最低でも活動期間を3年以上にするなど継続性が重要である。継続性のある取り組みということを明記しておいたほうがよい。2年では短いと思う。

野原委員：JR 蒲田駅と京急蒲田駅の間にある旧逆川が整備されているが、活動団体があるのであれば、活動を促進するための道具として、景観賞を活用することも考えられる。匂いということが大切だと思う。旧逆川の場合、10年後に表彰では匂い感じがしない。逆に団体をつくり活動してもらう方を育てるということもある。

KGK：活動期間が浅い場合と田園調布のような活動期間が長い場合では、活動の褒め方が違う気がする。

大澤委員：審査基準④があるが、継続性を期待するという意味で捉えることもできる。

野原委員：対象とする景観が3年以上などになると、活動期間が浅い団体を表彰できなくなる。

中井委員：審査基準は公表して、対象とする景観①の2年以上は削除し、①と③は景観、②と④は活動に関する基準ということで概ね満たしていれば応募できることにしてはどうか。④については、活動の将来性を評価してもよいと思う。特に活動年数は記載せず、継続的な活動としていけば、わかると思う。

野原委員：審査基準①の景観との調和とは何か。新しい建築物の場合は、この審査基準では評価できない。応募者のネックになる。

KGK：審査基準の中に新しい、古いといった時間軸の要素を盛り込むかどうか。審査基準を見ると、新しい建築物は該当しないと思う。

野原委員：審査基準①の内容によると思うので、新しい、古いいずれの場合でも応募しやすいようにしてほしい。

事務局：担当部署と調整が必要だが、場自体はある。

【応募者・景観及び活動場所の条件について】

中井委員：応募者は区民ではなくてもいいのか。

事務局：在勤の方も応募可能にしてもいいと思う。

KGK：応募可能者の母数を考えると区民在住、在勤だけで区切るかどうか。

中井委員：活動団体は大田区ベースでなくてもいいのか。

福井委員：対象物件は大田区内にないといけない。

【受賞後の活動支援について】

野原委員：活動を支援するのではあれば、景観賞後に何か支援するのか。数年後にひどい状況になってしまうのは良くない。

【審査の公開について】

中井委員：書類選考通過物件は表彰するイメージなのか。公開して、ヒアリングまでやって落選になってしまうのはどうか。現地視察は最後のチェック程度で、それを公開でやるのではないか。シンポジウムとセットでの開催でも良いと思う。

事務局：審査中は非公開で必要に応じて現地視察を行うということで良い。

福井委員：前回部会で事例として紹介した関門海峡の現地視察はどういう文脈をつくるかといった作業で審査をするわけではない。

中井委員：普通審査で視察を行うのは非公開である。

福井委員：もし公開するのであれば、市民に投票してもらう場合ではないか。

KGK：区民祭りで区民投票をもらう機会をつくることもある。

事務局：区民祭りで区民投票を行う場合は、担当部署と調整が必要になる。

【実施スケジュールについて】

KGK：スケジュール的にはかなりタイトである。横浜市の表彰は翌年度に受賞結果公表となっている。

杉山委員：短い期間でやるのであれば、応募をお願いする方法しかない。周知をしっかりとやって、様々な方から応募があるようにしたい。数ヶ月では難しい。応募書類を書くのも難しい。

KGK：周知の期間をどれくらいとるか。町内会などは月に1回程度の会合だと思うので、タイミングを逃すと周知が遅くなる。

中井委員：キックオフシンポジウムを6月くらいに、授賞式などを翌年度の5、6月頃に行うイメージではないか。募集が半年、審査が半年のイメージである。

【景観賞の継続性について】

福井委員：最初にがんばりすぎると、応募件数が下がってくる。最初に応募があつて落選したものが後で良いものになっている場合もある。

事務局：他区でも回を重ねるごとに応募件数が少なくなっているようで、1回応募したら、しばらく自動的に応募状態にしておくといったことを考えている区もある。

KGK：落選ばかりになると、応募する側のモチベーションも下がってくるようだ。

【受賞者に寄贈するプレートに記載する内容について】

野原委員：プレートに記載する順番としては、団体名が出てきて、街並みなのか。もしくは逆なのか。

KGK：後者ではないかと思う。

2. 報告

(1) 大田区内建造物調査状況について

- ・KGKより「資料2 大田区内建造物調査について」を用いて説明。
- ・以下のとおり質疑応答があった。

【景観重要公共施設の調査リスト化について】

中井委員：景観重要公共施設についてもリスト化しておいたほうがよい。

杉山委員：石畳になっているような旧道はないのか。

事務局：旧東海道、旧中原街道、羽田道、筏道などの旧道があるが、石畳にはなっていない。

杉山委員：クランクなど特徴的な線形の道路はないのか。

事務局：羽田レンガ堤防はクランクしている。

中井委員：羽田道は景観重要公共施設になっているはず。それらもリストに入れた方がよい。

【調査リストの項目整理及び追加について】

《種目と施設分類の整理》

大澤委員：種目と施設分類の内容が重複しているが、どういうことか。

KGK：例えば、資料中の河原住宅主屋で言うと、種目は文化財、施設分類は建物用途として戸建住宅としている。種目は当初調査リストを整理する上で活用した。

中井委員：種目は引用元にあたると思う。

野原委員：種目も調査リストに追加しておいたほうがよい。調査リスト化にあたっての参考とした資料が分からなくなる。

KGK：種目は引用元で整理したい。

《調査リストへの建築年の追加》

大澤委員：建築年は全て把握することはできないか。調査リストの項目として掲載できないか。

KGK：全ての把握は難しいが、日本近代建築総覧、大田区郷土博物館が所有している歴史的建造物残存リスト、文化財、建築賞物件など建築年が分かるものについては整理したい。

《景観計画に基づく市街地類型の追加》

大澤委員：どこの市街地類型に該当するかも整理したほうがよい。市街地類型の景観形成基準を再検討するときなど、フィードバックに活用できると思う。

KGK：市街地類型については整理したい。

【調査リストにない物件の新規追加について】

野原委員：調査中に調査リストにあがっていない建築物などで良い物件がある場合は、追加していいのか。

事務局：網羅ではないが、気づいたものについては追加している。

野原委員：羽田レンガ堤防などは位置づけがあるのでいいが、位置づけのないもので、良い物件はリストアップしておいてほしい。

KGK：追加した件数については、本日の資料には反映していない。

【調査件数について】

中井委員：臨海部における倉庫の調査件数は0なのか。

KGK：入新井が臨海部を含む出張所だったと思うので、改めて確認したい。

中井委員：銭湯の件数は資料に記載の調査件数よりもっと多いと思う。

KGK：複合建築物などの場合がありそれらは除外している。銭湯建築として特徴的なもののみ件数としてカウントしている。調査件数はあらかじめ調査対象から抜いて数を考慮した件数となっている。

【調査対象について】

野原委員：工作物はあるのか。

事務局：鉄道、近代土木遺産、橋などが該当する。

野原委員：調査すべきということではなく確認である。黒塚などが含まれているか

どうかが気になった。

資料にあるとおり、基壇などは建造物の対象ではないから調査対象外としているのか。

KGK : 冒頭説明したとおり、対象にしていない。

(2) 大田区景観計画の運用状況について

- ・事務局より資料「資料3 平成26年度大田区景観計画の運用（事前協議・届出件数等）について」を用いて報告。
- ・杉山委員より歩道改修時の色彩について状況報告。
- ・以下のとおり質疑応答があった。

【景観アドバイザーの指導内容について】

野原委員：指導内容を見ると、良好な結果と言えるが、指導にあたって、事業者が対応してくれそうなことしか言っていないのかどうか。指導したいことがあっても事業者の対応が難しいからしないのか。チェックしたほうがよい。

事務局：アドバイスしても対応が難しいと考えて言わない、という事はあると思う。

野原委員：景観アドバイザーに指導の実態を本音で聞いてみたい。

【建築完了後の指導内容のチェックについて】

福井委員：資料3の「対応内容」の欄に調整する、検討するといった文言が多いが、結果的にどうなっているのか。

事務局：図面レベルで調整し、先方の担当から調整結果の報告をしてもらい担当職員が結果を報告している。まだ建築物が完成していないので、その後の変更状況が分からない。「対応内容」の欄の右にその後どうなったかを整理する欄を設けたいと思っている。

福井委員：他地区において、賃貸住宅の場合など、事業者の意見が強く、完成したら指導内容と違っていることが結構あるようだ。大田区でも全数は無理にしても、多少サンプリングして完成後の状況把握をしておいたほうがよい。

事務局：大田区景観条例上、完了届を提出する必要があるが、提出してくれるか心配なところもある。口頭で事業者には変更届、完了届の提出は伝えている。

【歩道改修時の舗装の色彩について】

杉山委員：最近、歩道の改修などでアスファルトなどが透水性のブロックにかわってかなり赤くなっていることが分かった。港区の赤坂では釉薬タイルを用い、ベージュで色が揃っていたのに、張り替えたら赤くなってしまった。改修のときに誰もチェックできないことからそうになってしまうことがある。

事務局：規模の大きな改修では担当部局も景観を検討している。京急蒲田駅前広場や JR 蒲田駅西口の舗装については、景観担当に相談に来ており、景観アドバイザーから色・パターンについてアドバイスしている。JR 蒲田駅西口の舗装では、舗装の色にグラデーションをかけることになっていたが、改修時に元に戻すのは難しいというアドバイスをした。

KGK：赤系しか選べない状況にあるということか。

杉山委員：安くて透水性があって、施工性が良いもので、在庫として残っているものが赤系しかない。リーマンショック以降、メーカーは在庫を持たないようにしており、色が選びにくい状況になっている。

事務局：地元から赤が良いという意見があると、派手な色になってしまうことがある。

杉山委員：メーカー団体にも声をかけ、もう1度見直したいと考えている。地方ではグレーの明るい色が使われるようになっていて、明るくなりすぎてしまう。夏はすごい輝度になる。改修時に景観を検討できるクッションがあるといいと思う。

事務局：土木職も悩むところだと思う。割と地元の意見を聞いてしまうので、それに対抗して、景観アドバイザーを活用している。

福井委員：地元の色イメージを聞くのは良いが、実際の色を決めてもらうのは良くないと思う。

事務局：色を誘導するための知識が必要だと思う。その点を公共施設景観ガイドラインでカバーしていきたい。

杉山委員：最近の動向では、関西は歩道等の色にこだわるようになってきているが、東京はそうでもないようだ。

中井委員：駅前広場くらいの規模になるとブロックなどの特注ができる。

杉山委員：すぐ生産できると思われがちではあるが実はそうではない。メーカーの協力がほしいところである。

中井委員：赤系が多いのは、レンガ舗装の影響だと思う。

杉山委員：東京はレンガ建築が多いわけではない。

中井委員：レンガ舗装もそれほど多くない。

杉山委員：赤系の色が全面に広がってくるといかなものか。他地区で担当してい

る景観協議ではレンガ色は控えめにしてほしいという要望を出している。

3. 第7回専門部会及び第3回景観審議会の日程

- ・第7回専門部会は平成27年1月7日（水）17：00から行う。
- ・第3回景観審議会は平成27年1月19日（月）10：00から行う。（後日再日程調整となり、1月15日（木）14：00からとなった。）